

# ○審査庁等の教示等に関する訓令

平成 17 年 3 月 15 日

本部訓令甲第 4 号

〔沿革〕

平成 23 年 3 月本部訓令甲第 3 号、28 年 3 月第 6 号改正

審査庁等の教示等に関する訓令を次のように定める。

審査庁等の教示等に関する訓令

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、警察本部長、警察署長等の権限に係る行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 82 条第 1 項本文及び第 3 項の規定による審査庁等の教示並びに行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。）第 46 条の規定による取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関し必要な事項を定めるものとする。

(教示事項)

**第 2 条** 行審法第 82 条第 1 項本文及び行訴法第 46 条の規定による処分に係る教示は、当該処分を記載した書面に教示文（別表）を記載して行うものとする。ただし、処分を記載した書面に教示文を記載することができない場合は、当該書面とは別に教示文を記載した書面を交付することにより教示することができる。

2 行審法第 82 条第 3 項の規定による教示は、教示文を記載した書面を交付することにより行うものとする。

**附 則**

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** （平成 23 年 3 月 2 日本部訓令甲第 3 号）

この訓令は、制定の日から施行する。

**附 則** （平成 28 年 3 月 22 日本部訓令甲第 6 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**別表省略**